

パリ協定の早期批准を求める意見書の提出について

パリ協定の早期批准を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 28 年 10 月 26 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 48 名
自民党市議団，公明党市議団，
民進党市議団，日本維新の会市議団，
京都党市議団，無所属（大），
無所属（豊明），無所属（やまづ）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，環境大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

パリ協定の早期批准を求める意見書

平成 9 年（1997 年）に京都市で行われた「第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」で，国際的取決めである「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」が歴史的に成立した。

そして，この度，世界に貢献してきた「京都議定書」に代わり，18 年ぶりに，平成 32 年（2020 年）以降の新たな気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」が，平成 28 年（2016 年）11 月 4 日に発効することになった。

これに伴い，11 月 7 日からモロッコ王国のマラケシュ市で行われる「第 22 回気候変動枠組条約締約国会議（COP22）」と同時開催予定の「パリ協定」第 1 回締約国会合に正式メンバーとして参加するには，10 月 19 日までに国会で承認することが必要であったが，現時点では参加する目途が立っていない。

このままでは，「京都議定書」以降，地球温暖化対策で世界に一層貢献してきた我が国が，引き続き世界のリーダーとしての役割を発揮することが困難になりかねない。

よって国におかれては，我が国が，地球温暖化対策で，これからも世界のリーダーとしての主導的な役割を果たすため，今後，早期に「パリ協定」を批准するよう強く求める。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。